公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会

REAL PARTNER

住人

住まう ひと

11 2017年7月号

すまーと

伊根町の舟屋

宇治田原町・木津川市と「空き家バンク協定」を締結!!

（左から）宇治田原町の西谷町長・千振会長・野川第六支部長

平成29年２月17日（金）、宇治田原町と「宇治田原町空家バンクの運用に関する協力協定」を宇治田原町役場にて締結しました。

３月14日（火）には宇治田原町と共同にて空家バンク協力会員に対する説明研修会を開催し、現在、18会員が町のホームページに紹介され、今後、空き家相談等での協力が期待されます。

また、同日、木津川市と「木津川市空き家バンクの運営に関する協力協定」を木津川市役所にて締結しました。

学研都市での新規住宅の供給と旧集落での空き家の発生が同時進行している木津川市の実情を踏まえた空き家バンクの運営と具体的な協力内容については、今後、検討していくことになります。

（左から）木津川市の河井市長・千振会長・野川第六支部長

南丹市で「空き家の取り扱いに関する研修会」を開催!!

平成29年３月18日（土）、「空き家の取り扱いに関する研修会」を南丹市国際交流会館にて開催しました。

この研修会は、南丹市から啓発研修の業務委託を受けて実施したもので、移住・定住促進施策に取り組む地域住民や行政関係者（約30名）を対象に、京都宅建役員が「①不動産取引の基礎知識②空き家の利活用に当たっての留意点③空き家所有者・利用希望者の傾向と対策（綾部市における移住・定住促進の取り組みを紹介するＤＶＤの上映）④トラブル事例に学ぶ」をわかりやすく説明されました。

住教育セミナー『かしこい不動産の売り方、買い方』を開催!!

平成29年２月18日（土）、一般消費者を対象とした住教育セミナー『かしこい不動産の売り方、買い方』を開催しました。

当日は、参加者32名のもと、社会貢献委員会（地域活性）の担当理事２名が、安心して不動産の売却や購入ができるよう取引の流れに沿って、段階ごとに注意するべきチェックポイントや知っておくべき情報などについて、約２時間、わかりやすく話され、質疑応答も活発に行われました。

また、セミナー終了後には、不動産に関する相談ブースの他に、融資に関する相談ブース（京都銀行・京都中央信用金庫）も設け、希望者（８組）の無料相談会を行いました。

京都市と「自治会・町内会の加入促進に関する協定」を締結!!

平成29年3月12日（日）、ゼスト御池地下街で開催されました「きょうと地域力アップおうえんフェア」にて、京都市と「京都市における自治会・町内会の加入促進に関する協定書」を締結しました。

門川京都市長の挨拶の後、同じく協定を結んだ4団体の挨拶の時間が設けられ、はじめに千振会長から「京都宅建は、地域に笑顔、消費者に笑顔、そして会員に笑顔をテーマに活動している。京都市の空き家問題についても、利活用を促進するため密着して協力している。安心・安全・快適な生活をしていただくためにも、自治会・町内会に加入していただけるよう働きかけをしていきたい。」と挨拶されました。

門川京都市長（左）と千振会長（右）

※長岡京市とも同様の内容で、
平成29年3月23日付けにて
「長岡京市における自治会への加入促進に関する協定」を締結しました。

京都市と共催にて空き家相談を実施

第三支部、地域貢献事業として「北区民ふれあいまつり2017」に参画!!

平成29年6月4日（日）、第三支部は、地域貢献事業の一環として「北区民ふれあいまつり2017」（於：京都府立清明高等学校グラウンド〈京都市北区役所東隣〉）に参画しました。

当日は、京都市と共催にて京都市空き家相談員による「空き家相談」等のブースを開設し、相談者に適切なアドバイスを行いました。（相談件数4件）

「空き家相談・田舎暮らしをPR」ー京都宅建ハトマーク相談会ー

綾部市
マスコットキャラクター
「まゆピー」も
応援に！

平成29年2月11日（土・祝）、安心・安全な住みよいまちづくりへの貢献事業として、一般消費者を対象に空き家の活用相談と田舎暮らしの魅力をPRするハトマーク相談会をイオンモール京都にて開催しました。（空き家相談3件・田舎暮らし相談2件）

相談会では、放置されている空き家の所有者に相談をきっかけに「放って置く方が楽で得」から「何か手を打たなければ損で恥ずかしい」という意識を持っていただくよう働きかけるとともに、京都府下の各市町が作成された定住・移住等の取り組み資料を紹介しました。また、田舎暮らしPRコーナーでは、綾部市の田舎暮らし紹介DVDを放映するとともに、市のマスコットキャラクター「まゆピー」もPRに一役買いました。

京都市「43条ただし書許可基準」の見直し、成る!

平成29年６月９日（金）、京都市の建築指導部長、建築指導課長等が来協され、「43条ただし書許可基準」の改正（手続きの合理化）についての説明並びに意見交換を行いました。

建築基準法上の道路に接しない敷地での建築には本許可が必要ですが、京都宅建は昨年７月、京都市長に提言書を提出し、許可条件となっている「通路権利者全員の同意」がハードルとなって、老朽建物の更新が進まないという問題点を指摘し、「同意制度の廃止」を柱とする許可手続きの見直しを提案していました。

その後、市の担当部局において真摯に検討いただき、３回にわたる建築審査会での審議を経て、「①同意取得範囲の縮小②一度同意を得た通路は以後同意不要③同意事項から将来の通路後退を削除」を内容とする改正が承認され、本年７月から運用が始まりました。

今回の改正は、京都宅建による提言活動の大きな成果であり、今後、幅員が狭小な行き止まりの路地等での建替えが進むことが期待されます。

京都地方法務局・京都府・京都市と地籍調査関連の意見交換会を実施

平成29年２月28日（火）、京都地方法務局の不動産登記部門主席登記官、次席登記官等と面談し、14条地図作成の実施状況や筆界特定の期間短縮及び登記事項証明書等オンライン請求の促進などについて意見交換を行いました。

３月３日（金）には、京都府の農林水産部技監、農村振興課長等と地籍調査の促進について、また、同日、京都市の資産活用推進室長、地籍調査課長等と地籍調査の進捗状況について意見交換を行いました。

京都地方法務局との意見交換会

京都府との意見交換会

京都市との意見交換会

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会は、京都府下で唯一、宅建業法第74条に基づく京都府知事認定の公益法人であり、ハトマーク（※）をシンボルマークに京都府内約2,600店の会員で構成され、会員は地域に密着して“安心・信頼”をモットーにお客様の住まい探しをサポートしています。（※ハトマークに加盟している宅建業者は全国約10万店、不動産業界の約80%がハトマーク加盟店で、業界最大の会員数を誇ります。）

http://www.kyoto-takken.or.jp/　ハトマークサイト京都　検索

●発行所：公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会　公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3（京都府宅建会館）
Tel.075-415-2121(代)　Fax.075-415-2120
●制　作：株式会社住宅新報社
年2回発行